

## 議案第71号

### 裁判上の和解について議決を求める件

裁判上の和解について、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和6年5月提出

鹿児島県知事 塩田康一

県は、鹿児島地方裁判所に係属中の事件に関し、次のとおり裁判上の和解を行うものとする。

#### 1 事件名

鹿児島地方裁判所令和5年（ワ）第6号請負代金請求事件

#### 2 和解をする相手方（以下「相手方」という。）の住所並びに名称及び代表者の氏名

宮崎県延岡市平原町二丁目1124-13グランドメゾン福寿A203

株式会社 J-T E C

代表取締役 矢野純二

#### 3 事件の内容及び裁判の経過

(1) 相手方は、令和2年10月19日に県道堂山宮之城線で発生した事故における損傷箇所の原状復旧について、県の指示により損傷箇所とは異なる箇所の補修をしたとして、当該補修工事の費用等に関し、令和5年1月11日に鹿児島地方裁判所に、県を被告とする請負代金請求訴訟を提起した。

(2) 訴訟の提起以来、同裁判所において審理されてきたが、令和6年3月8日に裁判官から和解勧告がなされたものである。

#### 4 和解の内容

(1) 県は、相手方に対し、本件解決金として、金1,500,000円の支払義務があることを認める。

(2) 県は、相手方に対し、前号の金員を、本和解成立の日から1か月以内に、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、県の負担とする。

(3) 相手方は、その余の請求をいずれも放棄する。

(4) 県及び相手方は、県と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

#### 5 和解の理由

和解勧告の内容が県の主張を一定程度認めたものであるため和解し、本件事件の早期解決を図ろうとするものである。

(提案理由)

鹿児島地方裁判所令和5年（ワ）第6号請負代金請求事件について、裁判上の和解をしようとするものである。